# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
29	子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務 目評価書	基礎項

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

愛媛県西条市長

#### 公表日

令和7年6月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務
②事務の概要	西条市では行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①給付金の受給資格確認事務 ②請求に係る事実についての審査事務 ③支払いに関する事務
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 児童扶養手当システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
1. 子育て世帯生活支援特別	給付金情報ファイル 2. 児童扶養手当受給者ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定 める事務を定める命令 第73条
4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 第121項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における	5担当部署 
①部署	こども健康部 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所 こども健康部 こども未来課 TEL 0897-52-1370
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	<b>冷和6年3月31日 時点</b>				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年3月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書 施機関については	] は、それぞれ重点な	頁目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	<b>書及び</b> 書及び∶	全項目評価書
載されている。						
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネット「	フークシステムを	を通じた入手を除く	(.)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分	↑である :	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分	`である :	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分	<b>↑である</b>	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分	`である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提	供ネットワークシ	ステムを通じた提供	を除く。)	[	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[ 十分	↑である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	t	[ ]接続	しない(入手)	[ ]	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分	↑である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分	<b>`</b> である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去								
	個人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. J	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない							
	的ミスが発生するリスク 対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。						

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと素	きえられる対策	[ ]全	≧項目評価又は重点項目評価を実施	をする
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行わ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正が 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	のれるリスクへの対策 、事務に必要のない情報 て不正に使用されるリス な使用等のリスクへの対象 行われるリスクへの対象 アシステムを通じて目的 アシステムを通じて不正 い・滅失・毀損リスクへ	対策 京(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		していない職員は、シス 金システム以外で使用	ステム利用不可になっている。 するシステムの特定個人情報は、	

# 変更箇所

文人區/					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月17日	I 5.評価実施機関における担 当部署①部署		こども未来課	事後	組織名が変更になったため
令和7年6月17日	当部者②所属長の役職名		こども未来課長	事後	組織名が変更になったため
令和7年6月17日	I 8特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ 連絡先	子育て支援課	こども未来課	事後	組織名が変更になったため
令和7年6月17日	評価書名	子育て世帯生活支援特別給付金に関する事 務 基礎項目評価書【令和6年3月31終了】	子育て世帯生活支援特別給付金に関する事 務 基礎項目評価書	事後	
令和7年6月17日	しきい値判断項目	令和5年4月1日	令和6年3月31日	事後	終了時に変更